

2023 年 8 月 1 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 233)

1. 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の改訂について 環境省ホームページより抜粋・一部編集

令和5年4月21日に環境省から、災害時における石綿の飛散及びばく露防止に係る措置に関する「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の第3版が公表されました。

主な改訂点

(1) 法令改正、マニュアル類改訂の反映

令和2年の法改正を踏まえ、特定建築材料の範囲拡大、事前調査方法の信頼性の確保、罰則の強化・対象拡大、作業記録の作成・保存等のほか、新たに規定された災害時を見据えた国や地方公共団体の努力義務を反映しました。

令和2年の法改正後、関係マニュアル類も改訂されていることから、災害時マニュアルでこれらのマニュアル類を引用している箇所の修正を行いました。

(2) モデル事業で得られた知見の反映

モデル事業で実施した建築物等における石綿含有建材の使用状況の把握やデータベースの作成、災害時における当該データベースの活用等に関する手法の検討等の結果を踏まえ、石綿使用建築物等の把握の手順・方法に関する記載を拡充するとともに、把握する建築物・地域等の優先順位の考え方や建築物等の情報を把握するための届出情報等について記載しました。

(3) 前回の災害時マニュアル改訂後に発生した災害対応における知見の反映

平成29年9月の災害時マニュアル改訂後も、最大震度6弱以上を記録した地震や台風等に伴う大規模な水害・土砂災害などが多数発生しています。

特に水害については、局所的な被害だけではなく、広域被害が目立ってきており、これらの対応事例を踏まえた知見等を反映しました。

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html

災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から建築物等における石綿使用状況の情報（又は石綿を使用している可能性のある建築物等の情報）について把握に努める事お勧めします。

2. 「戸建て住宅のアスベスト事前調査」について

ご自宅を含め、建築物の解体・改修工事を行う場合には、工事の発注者となる建物オーナーのみならず、一般の方にも適用されます。

解体・改修工事を行う際には、その規模の大小にかかわらず工事前に解体・改修作業に係る部分の全ての材料について、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査を行う必要があります。

事前調査は、建築物石綿含有建材調査者などの一定の要件を満たす者が行う必要があります（令和5年10月から）。弊社では調査から分析まで有資格者が行っております。アスベスト事前調査の際には一度ご相談ください。

民間建築物に対する石綿（アスベスト）調査等に関して国（国土交通省）は補助制度（住宅・建築物アスベスト改修事業）を創設しており、補助金制度がある地方公共団体において、活用することができます。吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールが施工されている建築物の所有者等を対象に、その分析調査及び除去等にかかる費用の一部を補助します。

※ 補助制度がない地方公共団体もありますので、詳細はお住まいの地方公共団体にお問い合わせください。

お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆様へ

環境省 <https://www.env.go.jp/content/000115183.pdf>

石綿に関する情報は石綿総合情報ポータルサイト

厚生労働省 <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

御質問、問合せは、技術グループまでお願いします。